

南部町一般廃棄物収集運搬業務委託仕様書

1 業務目的

町民の日常生活に伴って生じた一般廃棄物を、適正に収集、運搬及び町内の生活環境の保全を図ることを目的とします。

2 収集範囲

南部町全域

3 委託期間

令和8年7月1日から令和11年6月30日まで

4 収集物

(1) 不燃ごみ

不燃ごみ、不燃粗大ごみ

(2) 資源ごみ

ビン・缶類、再利用ビン、ペットボトル、古紙類、
発泡スチロール・軟質プラスチック類、布類

(3) 蛍光管・電池

5 搬入場所

(1) 不燃ごみ、不燃粗大ごみ、ビン・缶類、再利用ビン、ペットボトル、古紙類は、鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザに搬入することとします。

(2) 発泡スチロール・軟質プラスチック類、布類、蛍光管・乾電池は、町が指定する場所に搬入することとします。

ただし、施設の事情やごみの量が多い場合など特別の事情により変更する場合があります。

6 収集日

月曜日から金曜日の町が指定する日(別紙参照)とします。

なお、収集日を変更する場合があります。

7 収集箇所

159箇所(別紙参照)

なお、収集箇所の変更等をする場合があります。

8 車両

1. 5tトラック4台、2tダンプ2台程度とし、使用する車両に業務種別、業者名、南部町専用であることを表示する必要があります。

ます。

9 作業状況

延べ90名／月(運転手及び作業員)

10 作業時間

午前8時から収集運搬業務終了時まで

11 長期契約に関する事項

本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3及び南部町長期継続契約の締結に関する条例(平成18年南部町条例第7号)に基づく長期継続契約であることを双方確認し、疑義が生じた場合は、当該法令の趣旨に基づいて、双方協議の上解決するものとします。また、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、町はこの契約を変更または解除することができることとします。この場合は、この契約を変更または解除しようとする会計年度開始日の2ヶ月前までに、受託者に通知を行うものとします。

12 入札金額

1ヶ月分の金額とします。

13 その他

疑義が生じた場合は必要に応じて町、受託者が協議してこれを定めるものとします。

14 参考

令和6年度収集実績	
不燃、不燃粗大、資源	217 t
古紙類	115 t
軟質プラスチック、布類	88 t
乾電池、蛍光管	4 t
合計	424 t